

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-11	かばん又は携帯用袋物、具象型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B4-1D	—	かばん又は携帯用袋物(具象型)
B4-1DA	—	かばん又は携帯用袋物(提げ手付き具象型)
B4-20	—	背負いかばん又は背負い袋

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
かばん	携帯用小物入れ	ハンドバッグ
セカンドバッグ	手提かばん	手提袋
肩掛けかばん	化粧用ポーチ	

定義

かばん又は携帯用袋物(背負いかばん又は背負い袋を含む)で、本体の形状が具象形のもの。または、正面視の形状が具象形のもの。



分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

注. B4-12~15に優先して付与する。

過去に分類した物品の名称	